



概要版

第3期 紀の川市 子ども・子育て 支援事業計画

みんなが元気、みんなが笑顔、
地域で支える子育て支援

令和7年3月
紀の川市

第3期紀の川市 子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画策定の趣旨

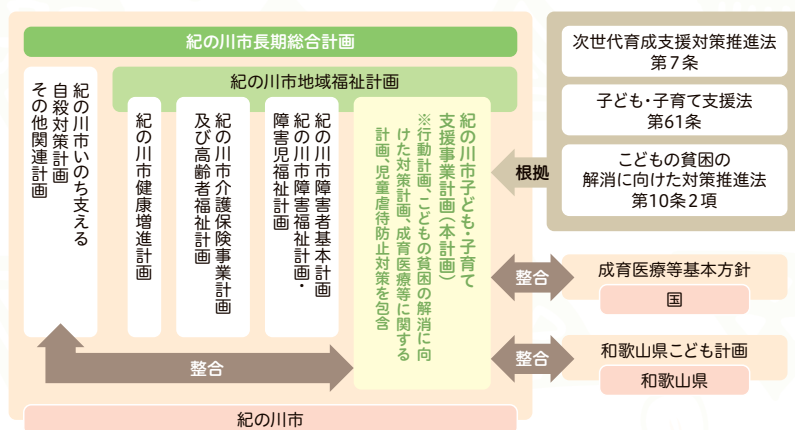
わが国では、「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されています。

本市においては、「第2期紀の川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、保育などの子育て支援サービスの提供や生活困窮家庭への支援策の充実など、すべての子どもが健やかに成長できるためのきめ細やかな取組を推進してきました。

本計画は、前回計画の計画期間満了に伴い、これまでの課題を整理し、令和7年度以降の本市における子ども・子育て支援施策や子どもの貧困対策に関する考え方、取組を示す計画として策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の子ども・子育て支援に関わる総合的な計画であり、市町村行動計画、市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画、成育医療等に関する計画、児童虐待防止対策を包含し策定しました。また、紀の川市長期総合計画や紀の川市地域福祉計画などの関連計画と整合を図り策定しました。



3. 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年です。

(年度)

令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)
第2期計画 (令和2～6年度)						策定	次期計画 (令和12年度～)	
	策定	第3期子ども・子育て支援事業計画 (令和7～11年度)						

4. 計画の対象

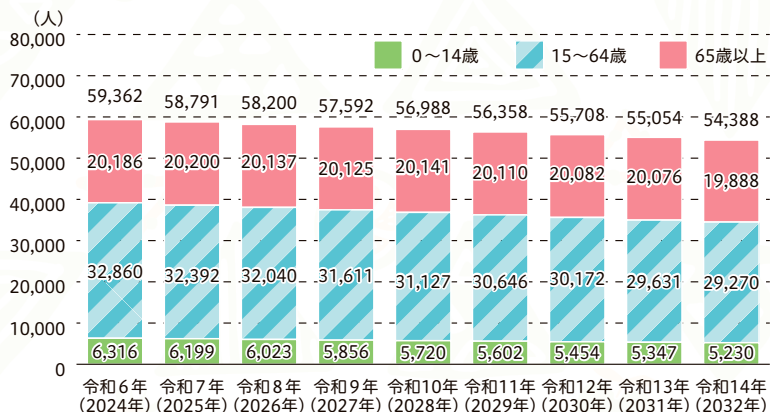
本計画の対象は、市内在住または市内で教育・保育サービスを受けるすべての子どもとその家庭、及び市内の教育・保育機関・施設や事業所、行政、地域住民などの個人や団体です。

また、本計画における「子ども」とは、おおむね18歳未満とします。

紀の川市の 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 将来の推計人口

■ 総人口の推移と年齢3区分別内訳（推計）

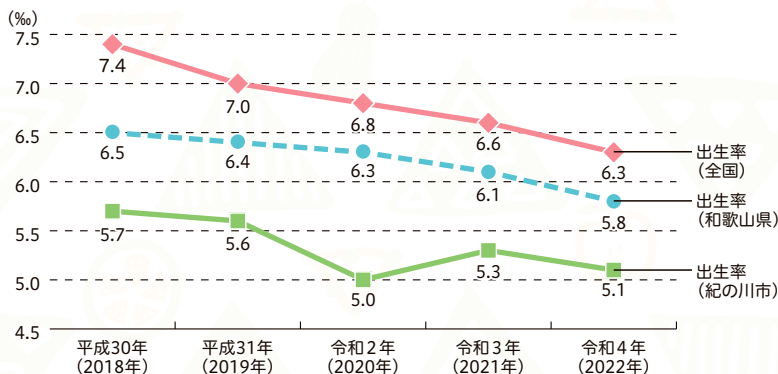


将来の推計人口の推移をみると、総人口は一貫して減少を続け、令和14年は令和6年と比較して、4,974人（8.4%）減の54,388人となる見込みです。

年齢3区分別にみると、0～14歳人口（年少人口）と15～64歳人口（生産年齢人口）は今後も一貫して減少し、65歳以上人口は令和10年以降、減少に転じる見込みです。

2. 出生の動向

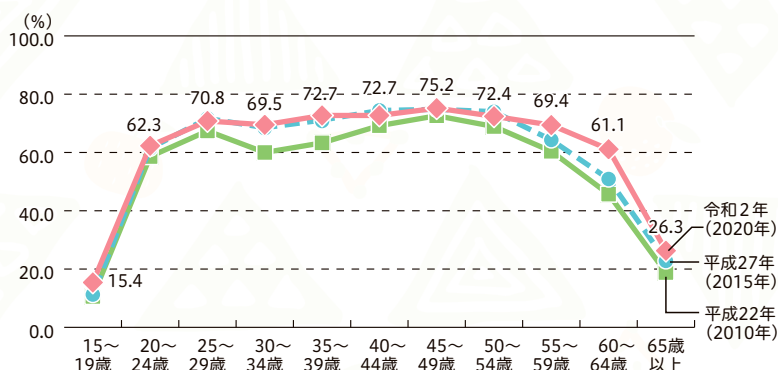
■ 出生率の推移



本市の出生率（人口千人に対する出生数）は、増減はあるものの全体としては低下傾向にあり、県や全国と比較しても低い水準で推移しています。

3. 女性の年齢別就業率の推移

■ 女性の年齢別就業率の推移

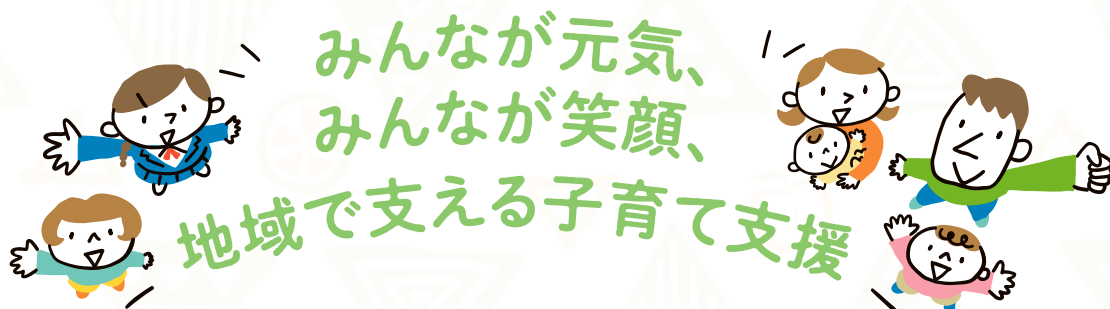


女性の年齢別就業率の推移をみると、グラフが描くM字カーブの傾斜がゆるやかになっています。これは30～34歳、35～39歳の子育て世代に当たる女性の就業率が高まっているため、令和2年は25～29歳、40～44歳、50～54歳を除くすべての年齢階級で、平成22年や平成27年と比較して就業率が高くなっています。

計画の基本理念・基本的な視点・ 基本目標・重点事業

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念を以下の通り定め、様々な取組を進めていきます。



2. 計画の基本的な視点と基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、3つの「基本的な視点」と6つの基本目標を定めます。

基本的な視点

- (1) 子どもの権利を最大限尊重します
- (2) すべての子育て家庭が安心できる子育て支援策を推進します
- (3) 地域で子育てをあたたく見守ります

基本目標1

子どもと保護者の健康を支える
保健・医療体制づくり

- 1 母子保健・医療体制の充実
- 2 子どもの健康な心とからだづくりの推進

基本目標2

子どもの心身の健やかな成長を支える
教育環境の整備

- 1 子どもの生きる力を養う教育の充実
- 2 信頼される学校づくりの推進

基本目標3

家庭における子育て支援の充実

- 1 仕事と家庭の調和の実現に向けた支援の充実
- 2 子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進
- 3 子育て家庭への経済的支援

基本目標4

子育て家庭にやさしい生活環境の整備

- 1 安全・安心で魅力ある生活環境の整備
- 2 子どもの安全対策と有害環境への対応

基本目標5

地域における子育て支援の充実

- 1 子育て支援ネットワークづくり
- 2 地域における児童健全育成の取組の推進

基本目標6

支援を必要とする子どもや家庭への支援の
充実

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援の充実
- 3 発達の違いや障がいのある子どもへの支援の充実

3. 重点事業

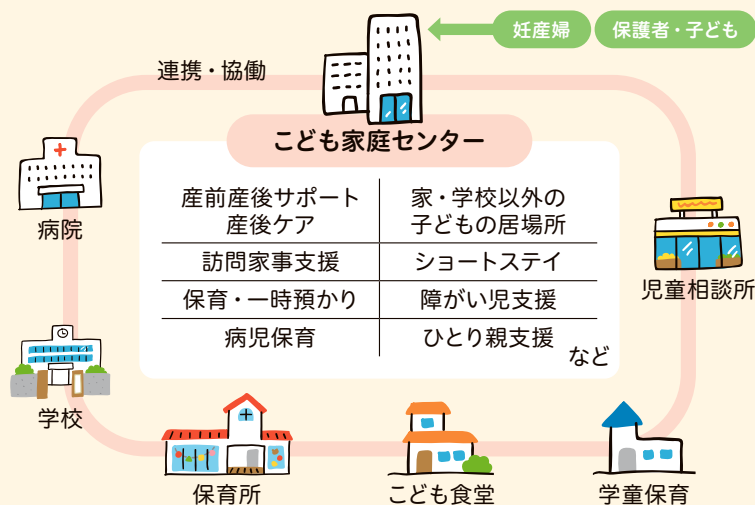
本計画では重点事業を定めており、以下にライフステージ別に取りまとめています。

基本 目標	妊 娠	出 産	子 育 て			
			新生児期・乳幼児期 0 ～ 2 歳	幼 児 期 3 ～ 5 歳	学 童 期 6 ～ 12 歳	思 春 期 13 ～ 18 歳
1	妊産婦健康診査等					
	妊婦等包括相談支援事業					
2				英語教育・外国語活動推進の ための外国人講師派遣事業		
3			乳児保育事業			
			保育所施設整備			
	こども家庭センターの設置					
4			第2子以降保育料無料化事業			
5					関係機関との連携によるパトロール強化	
6			児童虐待防止活動			
			巡回支援専門員整備事業		特別支援教育の充実	

【コラム】こども家庭センターの役割

「こども家庭センター」は妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口です。保健師、助産師、管理栄養士、家庭児童相談員等が一人一人の悩みに寄り添い、相談に応じます。

また、こども家庭センターが中核となり、地域の様々な施設や関係機関と連携・協力して、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。



【コラム】子どもの居場所づくり事業

近ごろの子ども達は、地域やご近所との関わりが希薄になり、家庭や学校以外で安心して過ごせる「居場所」や、それを見守る地域の方々と触れ合う機会が減ってきています。「子どもの居場所づくり事業」では、レクリエーション、学習支援、食事提供を通して、子どもたちが地域で安全・安心に心地よく過ごすことができる「第3の居場所」の提供を目指しています。

また、子どもたちの力では解決することができない家庭環境等の課題や、子どもたちの持つ特性による課題などをありのまま受け入れることができる「居場所」として利用してもらえること、そしてさらに「子どもの居場所」が子ども同士や大人同士、また世代や地域を越えた交流につながることを期待しています。

教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

紀の川市では、市区全域を「1区域」と捉え、教育・保育提供区域とします。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策等

【認定区分の内容と、それぞれに対応する提供（受入れ）施設は以下の通りです】

認定区分		提供（受入れ）施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育の必要ありと認められるためには、「月64時間以上就労している」「妊娠中または出産後間もない」「保護者の疾病、障害」など、定められた事由のいずれかに該当することが必要です。

3. 量の見込み

■ 教育・保育の量の見込み

(年度)

		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
1号認定		人	151	146	144	142	142
2号認定		人	926	892	878	871	866
3号認定	0歳	人	48	47	46	46	45
	1歳	人	172	164	160	157	155
	2歳	人	223	235	224	219	214

確保方策

- ① 3号認定において、例年0～1歳児のニーズが特に高いことから、保育士の配置により必要量の確保に努めます。
- ② 2号認定、3号認定において、保護者の復職などで年度途中の入所希望者が例年発生することから、途中入所を見込んだ定員確保に努めます。

乳児等のための 支援給付の量の見込みと確保方策

1. 量の見込み

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込み

（年度）

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	人		28	27	26	26

確保方策

①令和8年度からの本格実施に向け、年齢層ごと、各地域や保育施設の状況に応じて、定員の確保に努めます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

（年度）

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
時間外保育事業（延長保育事業）	人	565	552	540	533	528
放課後児童健全育成事業	人	491	479	470	455	440
子育て短期支援事業	人日	66	66	66	66	66
地域子育て支援拠点事業	人回	9,996	10,467	10,629	10,918	11,201
一時預かり事業	人日	10,110	9,780	9,643	9,507	9,502
病児保育事業	人日	844	827	803	787	770
ファミリー・サポート・センター事業	人日	540	528	513	503	492
妊産婦健康診査事業	人	285	278	272	266	260
乳児家庭全戸訪問事業	人	286	280	274	270	265
養育支援訪問事業	人回	75	75	75	75	75
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
産後ケア事業	人日	241	237	233	229	224
子育て世帯訪問支援事業	人日	91	91	91	91	91
親子関係形成支援事業	人	7	7	6	6	6
妊婦等包括相談支援事業	回	866	848	830	818	802

確保方策

①施設の充実や運営方法の工夫、近隣市町との連携を図るとともに、事業を支える人材の確保や研修などを通じた能力の向上に努め、子育て家庭の状況やニーズに応じた定員の確保に努めます。

成育医療等に関する計画に基づく 指標設定

1. 評価指標

乳幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業においては、母子保健との連携が重要です。妊娠・出産の安全確保や出産後のケア、子どもの健やかな成長を支える環境整備を進めます。その実施状況や効果を点検・評価するため、評価指標と令和11年度（計画最終年度）の目標を整理します。

指標名			本市現状値 (令和6年度)	本市目標値 (令和11年度)	
周産期	妊産婦の保健・医療提供体制				
	妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している		している	している	
	支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある		ある	ある	
	産後うつ				
	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合		15.4%	9.7%以下	
	産後ケア事業の利用率		6.2%	増加	
	妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている		設けている	設けている	
	精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある		ある	ある	
	低出生体重児				
	妊婦の喫煙率		3.2%	1.9%以下	
妊産婦の口腔					
	妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	歯科健診	50.4%	増加	
		保健指導	50.4%		
	妊産婦の歯科健診を実施している		ある	ある	
流産・死産					
流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある		ある	ある		
乳幼児期	小児の保健・医療提供体制				
	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある		ある	ある	
	乳幼児の口腔				
	保護者が子どもの仕上げみがきをしている割合		71.2%	増加	
	児童虐待				
	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児	96.8%	増加	
		1歳6か月児	88.0%		
		3歳児	74.0%		
		育てにくさを感じたときに対処できる親の割合		90.5%	増加
		妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある		ある	ある
	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある		ある	ある	
	ソーシャルキャピタル				
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合		98.0%	現状維持	
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児	94.0%	現状維持	
		1歳6か月児	82.8%		
		3歳児	81.2%		

第3期 紀の川市子ども・子育て支援事業計画「概要版」

令和7年3月 発行：紀の川市／編集：こども課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地 TEL 0736-77-2511（代表）